

銚田・大洗広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

制定 令和3年4月1日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員が新たにその職についたときの年額報酬は、その職についた日の属する月から月割をもって算出した額とし、その職を離れたときの年額報酬は、その職を離れた日の属する月まで月割をもって算出した額とする。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

- 2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 議員に支給する年額報酬は、毎年度末月に支給する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、年額報酬の支給月を変更することができる。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、銚田・大洗広域事務組合を構成する市町の区域内を旅行したときは、旅費（宿泊料を除く。）を支給しない。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法については、銚田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年銚田市条例第44号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	報酬額	旅費の額（相当する職）
議長	年額 70,000 円	銚田市長
副議長	年額 68,500 円	銚田市副市長
議員	年額 67,000 円	銚田市副市長